

助成金を利用する前に

宮城県トラック協会の助成金を利用する前に以下をご確認下さい。

1. 当協会の助成事業の基本的なルールです

- ◆助成対象は県内の自動車(緑ナンバー)・運転者・事業所等です。
- ◆助成対象は本年度の実行(導入・取得・受診・受講・開催・借入・支払等)です。
- ◆助成対象の機器・講習・団体等は全ト協や宮ト協が示す助成対象一覧にあるもののみです。
なお、機器・装置等は中古品・レンタル品を除きます。
- ◆助成対象の機器等の型式や購入単価は見積書だけでなく請求書(領収書)にも記載が必要です。
なお、本体の購入単価が対象であり、作業や周辺機器等その他の額および消費税は対象外です。
- ◆事前申請や実績報告等の提出期限は当日17時まで必着です。

2. 助成利用限度人数を超過したら次年度分から差し引きます

自動車事故対策機構(ナスバ)仙台主管支所で受診した適性診断(一般・初任・適齢)については、1事業者あたり、宮ト協に届出している車両台数を上限に受診料全額を助成しています。

ただし、助成利用限度人数(届出台数)を超過した場合は、次年度の同限度人数からその超過分を差し引きます。(令和3年5月7日開催の当協会理事会にて改正し同年4月受診分から対象)

例：届出10台 → 今年度3名超過 → 次年度助成利用限度人数7名

※超過する前にしていただきたいこと

ナスバTEL022-204-9902

○超過する受診者はナスバに受診料を全額現金払い(支部では受診料を受領しないので受診不可)

○機器を導入している事業者は超過する前にナスバの適性診断担当マネージャーに連絡

※超過した際の宮ト協の対応

①当該事業者へ取り急ぎFAXにて通知 → ②約1ヵ月後に改めて文書(郵送)にて通知

3. 実績報告には領収書の添付が必要です

実績報告時は領収書(写)の添付が必要です。振込結果(写)も金融機関で受け取ったものであれば内容によっては対応可能です。

ただし、インターネットバンキング等による振込データの受付明細だけでは対応できません。
振込・引落の実行(跡)を確認できる書類の添付もお願いします。

4. リース契約書には車両を特定できる記載が必要です

リース車両にドラレコ等の機器を導入した場合は、実績報告時にリース契約書(写)を添付していただくことがあります。

その際、リース契約書の車台番号や登録番号の欄が空欄あるいは「物件受取証に記載のとおり」等となっている場合は、物件受取証等の車両を確認(特定)できる書類の添付もお願いします。

詳細は助成金担当へお問合せ下さい。 以上

総務部	助成金担当
TEL022-238-2721	(音声案内→1番)
FAX022-238-4336	